

# 中小企業投資促進税制のご案内

平成31年3月31日までの期間内に対象設備を取得すると

## 1. 税制優遇措置

平成31年3月31日までに対象設備を取得した場合、  
資本金3千万円以下法人及び個人事業主⇒30%特別償却または7%の税額控除  
資本金3千万円超1億円以下法人⇒30%特別償却の税制優遇措置を受けることができます。

※税額控除限度額は当期の法人税額の20%までです。  
税額控除及び特別償却については、1年間繰越可能です。

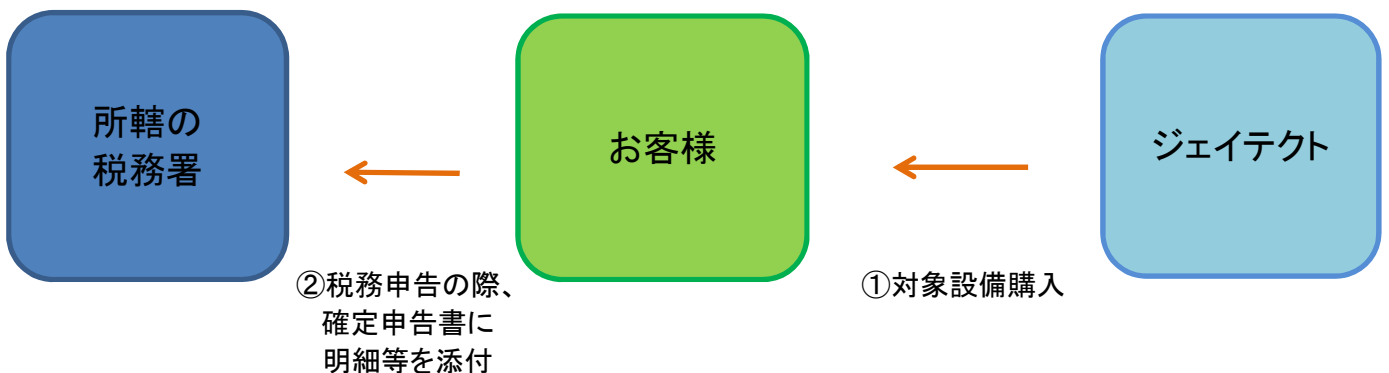
## 2. 対象事業者

- ・ 資本又は出資を有する法人 : 資本金又は出資の総額が1億円以下
- ・ 個人事業主及び資本もしくは出資を有しない法人 : 従業員1,000人以下

## 3. 対象設備

- ・ 160万円以上の機械装置であること

## 申請の流れ



詳細のお問い合わせはこちらまで